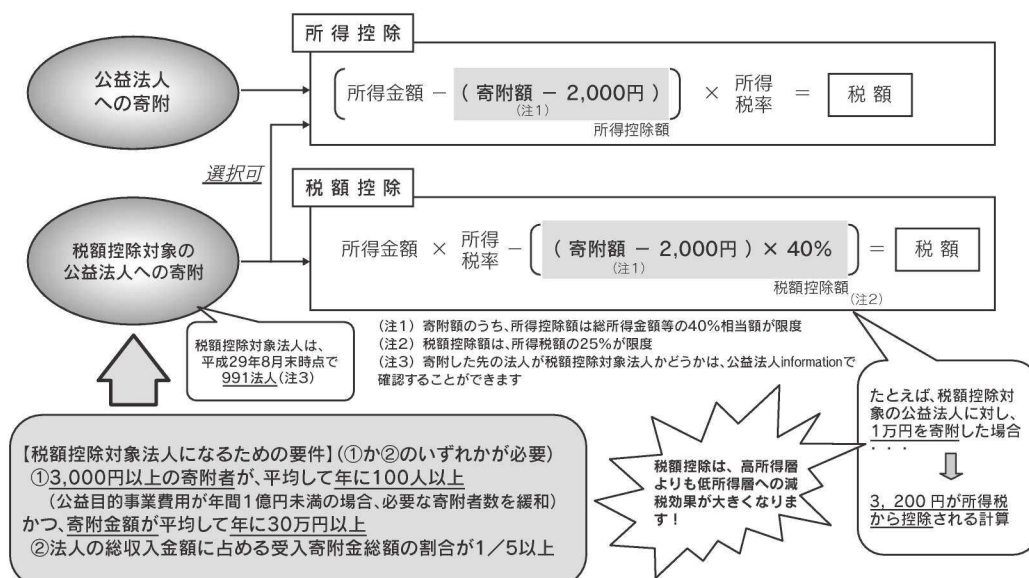


① 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

★所得税

所得税について、以下の優遇があります。



★個人住民税

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除）。

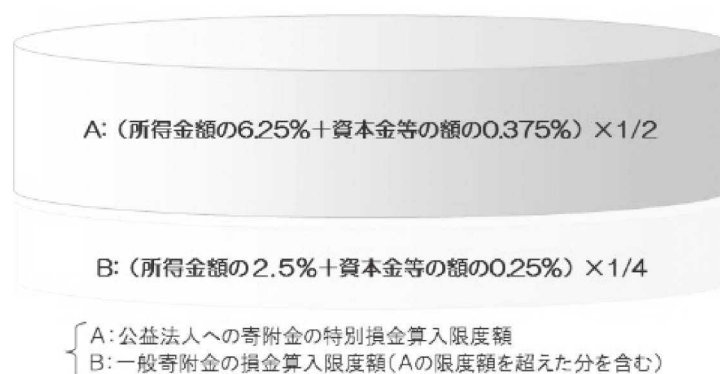
- ア 都道府県が条例指定 … (寄附金額 - 2,000円) × 4 %
- イ 市区町村が条例指定 … (寄附金額 - 2,000円) × 6 %
- ⇒重複指定であれば、(寄附金額 - 2,000円) × 10 %

② 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

★法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



出所：公益法人インフォメーション

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zei_kojin.html